

自動販売機設置事業者募集要項

自動販売機設置に係る市有財産の貸付け（山形市総合福祉センター）

山形市福祉団体連絡会では、所有者山形市から借り受けた山形市総合福祉センターの一部面積に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等をよくご覧になり、落札後の辞退や契約期間中の撤退などがないように十分ご検討のうえ、入札にご参加ください。

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための借受市有財産の転貸借

(2) 貸付物件

次の物件番号の順にそれぞれ入札を実施する。

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市総合福祉センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	1階会議研修室東側	飲料 1台	約1.5 ㎡
2	山形市総合福祉センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	1階会議研修室東側	飲料 1台	約1.5 ㎡
3	山形市総合福祉センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	1階交流ロビー北側	飲料 1台	約1.5 ㎡
4	山形市総合福祉センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	1階福祉機器展示コーナー前	飲料 1台	約1.5 ㎡
5	山形市総合福祉センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	2階交流ホール出入口前	飲料 1台	約1.5 ㎡
6	山形市総合福祉センター	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	4階南側階段前	飲料 1台	約1.5 ㎡

※1 貸付面積には、転倒防止板、回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付期間の更新はしない。

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

(4) 参考データ（山形市総合福祉センターの概要 令和6年2月現在）

ア 利用可能日	山形市総合福祉センター条例施行規則（平成8年2月1日規則第3号）第2条に定めるの休館以外の日
イ 利用可能時間	利用可能日の9:00~22:00
ウ 利用者数	令和4年度 約142,000人 令和5年度 約176,000人
エ 勤務者数	約110人
オ 年間販売本数	物件1 約3,500本（令和5年度実績） 物件2 約2,200本（令和5年度実績） 物件3 約7,500本（令和5年度実績） 物件4 約1,800本（令和5年度実績） 物件5 約2,200本（令和5年度実績） 物件6 約1,500本（令和5年度実績）

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他これらに準ずる者でないこと。
- (3) 山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第3条に規定する市税及び国税を滞納していないこと。
- (4) 入札公告の日から過去2年の間に、2回以上にわたって国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、誠実に管理運営を行った実績を有している者であること。

3 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式2）及び関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 受付期間

令和7年1月29日（水）から令和7年1月31日（金）までの日の午前10時00分から午後3時00分までの間

(2) 受付場所

山形市城西町二丁目2番22号

山形市総合福祉センター内 山形市福祉団体連絡会

電話：023-646-8812

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
1	入札参加資格確認申請書（様式2）	○	○
2	身分証明書（市町村発行のもの）	×	○
3	登記事項証明書（現在事項証明書）	○	×
4	山形市税及び国税の滞納がないことの証明書類	○	○
5	誓約書（様式3）	○	○
6	業務実績書（様式4）	○	○
7	設置する自動販売機の仕様書又はカタログ（回収ボックスの仕様・寸法を含む。）	○	○
8	委任状（様式5）	注	×

注 本社が支店等に権限を委任する場合に必要となります。

※1 2、3、4については、発行3か月以内の原本とします。

※2 山形市の「競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）」に登録されている場合は、2～6までの書類の提出を省略できます。

(4) 提出部数

1部

(5) 入札参加資格の確認結果

一般競争入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式7）により通知する。

4 質問及び回答について

(1) 提出方法

質問書（様式6）を持参又は電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和7年2月6日（木）15時到着分まで

直接持参の場合は、休館日を除く毎日10時から15時まで受け付けます。ただし、12時から13時の間を除きます。

※ 上記期限以降に提出された質問は、受け付けしませんのでご注意ください。

(3) 質問者への回答

質問書を受け付けた日の翌日から起算して3日目までに電子メール等で個別に回答書（様式6-2）により回答する。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 日時

令和7年2月14日(金) 午前10時30分から

詳細は下記日程のとおりとし、入札は、物件番号順に順次行う。また、必要に応じて再度入札を行う。

物件	入札開始時間
1	午前10時35分
2	午前10時40分
3	午前10時45分
4	午前10時50分
5	午前10時55分
6	午前11時00分

(2) 場所

山形市城西町二丁目2-22

山形市総合福祉センター 1階会議研修室

(3) 入札書の記載方法

ア 入札書は、指定の入札書(様式9)に必要な事項を記載すること。

イ 入札書には、希望貸付料率(%で小数点第1位まで)を記載すること。

なお、貸付料率は、市に支払う貸付料を算定するために、売上げ(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上実績額の108分の100に相当する額)に乗じる割合です。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書(様式9)に必要な事項を記載・押印すること。

イ 入札書を封印する封筒(長形3号の定型封筒)の表面に、①「入札件名及び物件番号」(件名は「自動販売機設置に係る市有財産の貸付け」とし、設置施設名称と入札する物件番号を併記する。)、②「入札書」、③「入札者の氏名(法人の場合は当該法人の所在、名称又は称号及、代表者名)」を記載し、上記アの入札書を封印すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書(様式7)の写し1部を、入札前に提出すること。

エ 代理人が入札する場合は、委任状(様式9-2)1部に必要な事項を記載・押印し、入札前に提出すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札の参加資格のない者の入札
- ・同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ・金額を訂正した入札
- ・金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたい入札
- ・入札に際して不正の行為があった入札
- ・その他入札条件に違反した入札

(6) 再度入札

予定貸付料率以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された貸付料率が連絡会の定める予定貸付料率以上で、かつ、最高の貸付料率をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 借地借家法に基づく文書による説明

契約の前に「定期建物賃貸借契約についての説明」(指定様式)により、借地借家法第38条第3項の規定に基づく更新がない旨の説明を行い、説明を受けたことを証するため記名押印のうえ互いに1部を保有するものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書(案)

別紙のとおり

(2) 契約書は1物件ごとに作成する。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から10日以内に契約を締結するものとする。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が前記2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

(5) 契約に要する一切の経費等は、落札者の負担とする。

8 その他

提出された申請書等は返却しません。

9 問い合わせ先

〒990-2492

山形市城西町二丁目2-22

山形市福祉団体連絡会 担当：安達正敏

TEL：023-646-8812

FAX：023-646-8812

E-mail fukuren@jan.ne.jp